



児童虐待防止

「夢すくすくねっと」

くわしくはこちらから



児童虐待の防止

「児童虐待」とは、保護者が子どもに対して心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為をいいます。

児童虐待の種類

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るうなど

「しつけ」であっても体罰は禁止です！

「しつけ」であっても、子どもの身体に苦痛、不快感を与える行為は体罰とされ、どんなに軽い体罰でも法律で禁止されています。

こんなことしていませんか。

- ▶ 注意しても聞かないので、頬を叩く。
- ▶ いたずらをしたので長時間正座をさせる。
- ▶ 宿題をしなかったのでご飯を与えない。

気づいていますか、ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

自分が、あるいは周りの人がヤングケアラーかもしれないと気付いたときは、気軽に相談してください。

ヤングケアラー相談 ▶▶ ☎807-0306

児童虐待を防止するためには、まず相談を！

あなたが子育てに悩んでいたら

- ▶ 子育てのすべてを抱え込んでしまっているときや、子育てについて孤独感を感じているときは、相談窓口にご相談ください。
- ▶ 来所でも電話でも相談できます。
- ▶ より適切な窓口を紹介することもできます。

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは

- ▶ あなたのまわりで「虐待かな？」と思うことがあったら、すぐに市の窓口などに連絡(通告)してください。
- ▶ 通告は子どもを守るためのものです。虐待かどうかの判断は、県中央児童相談所や市で行いますので、迷わず連絡してください。
- ▶ お住まいの地区の民生委員児童委員や主任児童委員を通じて通告もできます。
- ▶ 通告した人の秘密は守られます。
- ▶ 通告を受けた場合、事実関係の調査を行い、必要に応じて県中央児童相談所が児童を一時保護するなどして、児童の安全を確保します。

ひとりで悩まず、まず相談してください

- ▶ こども家庭支援センター
☎808-2665 ☎(代表) 224-1111
- ▶ 児童相談所全国共通ダイヤル
☎189(いちばやく)

緊急の場合には、警察(110番)へ連絡を！

- ※家庭内における児童についての悩みごとについては、下記(家庭こども相談)へご相談ください。
- ▶ 家庭こども相談室
8:30~17:15 ☎216-1262, 216-1263
- ▶ 谷山子育て支援課
9:15~16:00 ☎269-8460

担当課・問い合わせ先

▶▶ こども家庭支援センター ☎808-2665

児童虐待防止